

資 料 編

1	特定建築物の要件	47
2	緊急輸送道路及び避難所	49
3	災害に強い官公庁施設づくりガイドライン（抜粋）	53

1 特定建築物の要件

(1) 表-1 特定建築物一覧表

	用途		指導・助言対象	指示対象	耐震診断義務付け対象
			特定既存耐震不適格建築物 (法第15条第1項)	特定既存耐震不適格建築物 (法第15条第2項)	要緊急安全確認大規模建築物 (附則第3条) 要安全確認計画記載建築物 (法第5・6・7条)
多数の者が利用する建築物	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	要緊急安全確認大規模建築物 (附則第3条) 要安全確認計画記載建築物 (法第5・6・7条)
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	-	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	緊急安全確認大規模建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上		階数3以上かつ5,000㎡以上
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上		階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上		階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上		階数2以上かつ1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館				
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上		階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）					
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上		階数3以上かつ5,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量（別表）以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上		階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ		計画要記載建築物 耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	

※ 本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を「特定建築物」という。

※ 上表のほか、住宅や小規模建築物等全ての既存耐震不適格建築物が指導・助言対象である。（法第16条）

(2) 表-2 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

法	政令第7条 第2条	危険物の種類		数量
第14条 第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の種別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）		
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン	
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
	第5号	マッチ	300マッチトン(※)	
第6号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）	2万立方メートル		
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第8号	液化ガス	2,000トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20トン		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200トン		

(※)マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg。

2 緊急輸送道路及び避難所

(1) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

① 緊急輸送道路

ア 岡山県地域防災計画及び岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき定められたもの

表－3 緊急輸送道路（岡山県地域防災計画、岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画）

路線名	緊急輸送道路区分	路線種別	区間（起点）	区間（終点）	車線数	備考（管理者）
山陽自動車道	第1次	高速自動車	倉敷市境	笠岡市境	4	西日本高速道路㈱
国道2号	〃	国道(指定)	倉敷市境	里庄町境	2	国土交通省
主要地方道矢掛寄島線	第2次	主要地方道	矢掛町境	鴨方町六条院中	2	岡山県
〃	〃	〃	里庄町境	寄島町早崎	2	岡山県
主要地方道倉敷長浜笠岡線	〃	〃	寄島町中安倉	寄島町早崎	2	岡山県
県道東安倉鴨方線	〃	県道	寄島町中安倉	鴨方町六条院中	2	岡山県
市道大谷胡麻屋線	〃	市道	金光町大谷	金光町占見新田	2	浅口市
市道唐船金光線	〃	市道	金光町大谷	金光町大谷	2	浅口市
県道南浦金光線	第3次	県道	倉敷市境	金光町佐方	2	岡山県

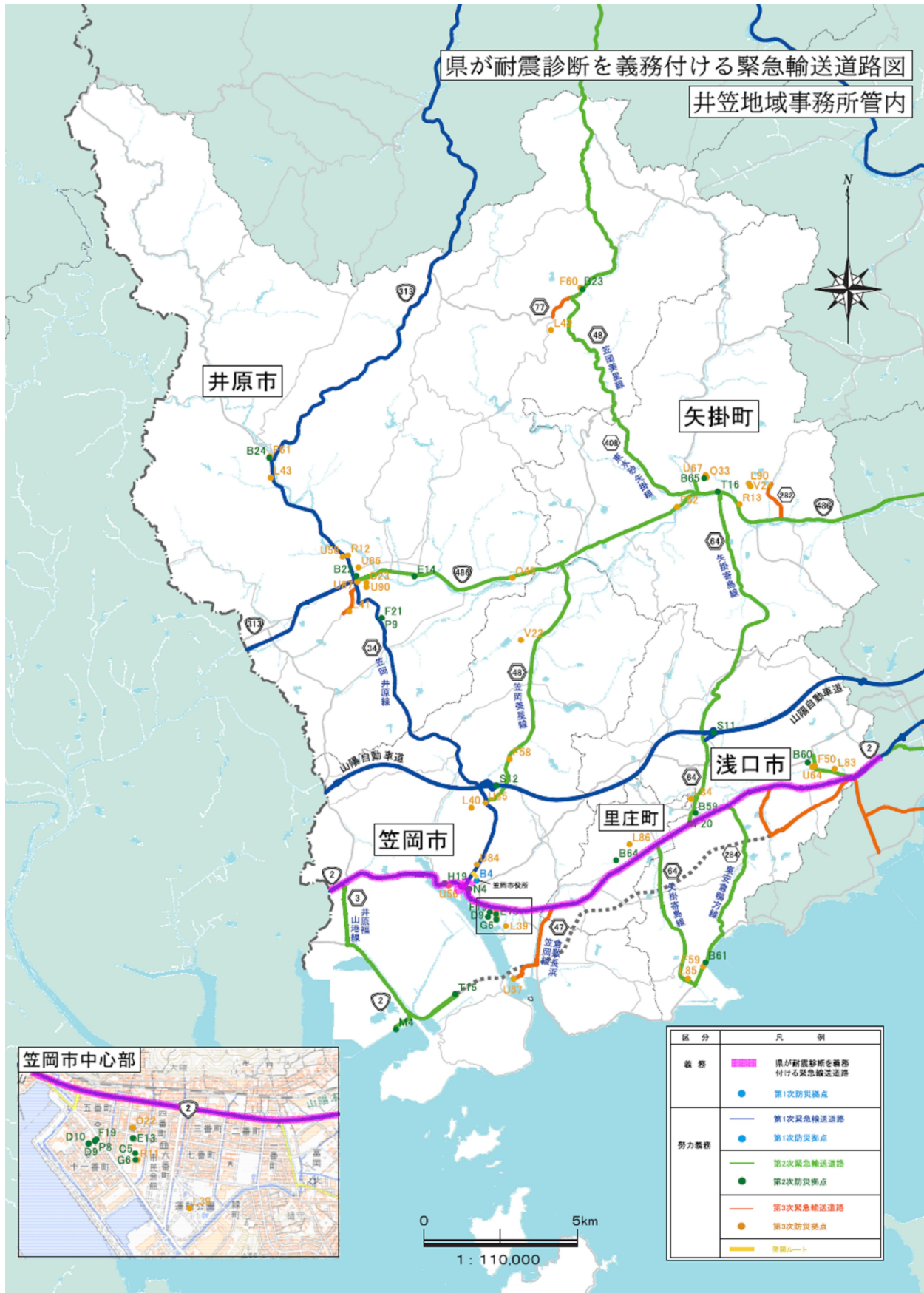
イ 浅口市地域防災計画に基づき定められるもの

なし

② 避難路

浅口市地域防災計画に基づき定められるもの

なし



図ー4 岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画図（井笠地域事務所管内）

(2) 避難所に関する事項

浅口市地域防災計画に基づき定められるもの

表－5 避難所（浅口市地域防災計画）

地域	番号	施設名	所在地	収容人員		収容地区
				屋内	屋外	
金光地域	1	金光竹小学校	金光町下竹 315	250	1,500	上竹下竹八重
	2	金光中学校	金光町占見 61-1	200	1,800	道木、福永
	3	金光小学校	金光町占見新田 288-1	400	1,600	駅胡麻屋、 占見、地頭下
	4	金光幼稚園	金光町占見新田 288-1	50	100	
	5	金光吉備小学校	金光町須恵 160	250	1,750	佐方、須恵
	6	金光教本部	金光町大谷 320	200	2,000	大谷西大谷東
	7	金光公民館	金光町占見新田 790-1	450	0	全域対象
	8	金光保健センター	金光町占見新田 790-1	50	0	

地域	番号	施設名	所在地	収容人員		収容地区
				屋内	屋外	
鴨方地域	1	鴨方東小学校	鴨方町地頭上 65	250	2,500	鴨方、益坂、 地頭上、本庄
	2	鴨方東幼稚園	鴨方町鴨方 141	50	800	
	3	鴨方中学校	鴨方町鴨方 780	400	7,000	鴨方、深田、 みどりヶ丘
	4	鴨方高等学校	鴨方町鴨方 819	560	8,000	
	5	鴨方西小学校	鴨方町小坂東 2223-2	200	3,500	小坂東、 小坂西
	6	鴨方西幼稚園	鴨方町小坂東 2207	50	1,000	
	7	鴨方西小学校阿部山分校	鴨方町小坂東 5030-208	30	700	日原、阿部山
	8	六条院小学校	鴨方町六条院中 2072	300	2,500	六西、六中、 六東、鳩ヶ丘
	9	六条院こども園	鴨方町六条院中 2072	50	500	
	10	中央公民館	鴨方町鴨方 2244-2	200	20,000	鴨方、 深田、 六条院中、 六条院東
	11	健康福祉センター	鴨方町鴨方 2244-26	300		
	12	天草公園体育館	鴨方町鴨方 2244-6	500		
	13	天草公園武道館	鴨方町鴨方 2244-12	200		

地域	番号	施設名	所在地	収容人員		収容地区
				屋内	屋外	
寄島地域	1	寄島学園	寄島町 16089-3	200	5,000	寄島町西部 地区
	2	ファジアーノ岡山スポーツ パーク寄島（旧寄島中学校）	寄島町 7551	200	5,000	
	3	寄島こども園	寄島町 16089-4	80	400	
	4	寄島公民館	寄島町 16091-23	150	300	
	5	ふれあい交流館サンパレア	寄島町 16091-23	200	1,000	
	6	寄島老人福祉センター	寄島町 16010	100	200	
	7	寄島コミュニティセンター	寄島町 7703	30	300	
	8	寄島武道場	寄島町 7676	200	1,000	
	9	寄島B & G海洋センター体育館	寄島町 7555-2	200	5,000	
	10	竜南保育園	寄島町 3203-1	30	0	寄島町安倉 地区
	11	寄島東公民館	寄島町 3203-1	30	1,000	
	12	寄島東体育館	寄島町 3202	200	100	

3 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン（抜粋）

表-6 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン（抜粋）

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準		
○構造体の耐震安全性の目標		
分類	耐震安全性の目標	対象施設
I類	大規模地震（極めて稀に発生する地震動）後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設等 【指定行政機関：内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省等】 【指定地方行政機関等：管区警察局、地方厚生局、地方農政局、地方整備局等】
II類	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設（I類に属するものを除く）等 【指定地方行政機関等：沖縄総合事務局、警察機動隊、海上保安部等】
III類 (建築基準法相当)	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所等】

災害応急対策活動拠点

※危険物を貯蔵する室を有する官庁施設、病院であって災害時に拠点として機能する官庁施設等

1. 耐力の割り増し

1) 建築物に要求される機能に応じて、**重要度係数(I)**を設定。
2) 構造体の**保有水平耐力(Q_u)**は、**必要保有水平耐力(Q_{un})に重要度係数(I)を考慮した値以上**であることを確認。

	I類	II類	III類
重要度係数(I)	1.5	1.25	1.0
目標とする状態	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないこと

・建築物に要求される機能に応じて、目的を明確化した上で、免震構造や制振構造の適用を検討する。
・時刻歴応答解析等により、構造体の安全性を検討する場合は、上記によらず、建築物の変形や塑性化の程度に対する目標値を定めて設計してよい。

2. 大地震動時の変形の制限

構造体、建築非構造部材及び建築設備の損傷の軽減を図るため、構造体の大地震動時の**層間変形角は、原則として、制限値以下**とする。

	RC造、SRC造	S造
層間変形角の制限値	1/200	1/100

・構造体の耐力とのバランスを考慮しつつ、層間変形角並びに建築非構造部材及び建築設備の変形追従性を総合的に検討する。

【詳細は国土交通省のHPを参照】
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（第2編第2章）：
<https://www.mlit.go.jp/common/001157883.pdf>
建築構造設計基準：
<https://www.mlit.go.jp/common/001396989.pdf>
建築構造設計基準の資料：
<https://www.mlit.go.jp/common/001396995.pdf>

○建築非構造部材の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
A類の外壁及び特定室	大規模地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害応急対策活動拠点
B類及びA類の一般室	大規模地震により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

○建築設備の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
甲類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	○災害応急対策活動拠点
乙類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に係る【岡山県の適用方針】

防災拠点となる公共建築物は、以下の適用を基本として、大規模地震後に機能継続が可能な耐震安全性を確保する。

対象施設	分類
災害応急対策活動拠点、避難所等 (県・市町村の地域防災計画等で定めるもの)	○構造体(耐力の割り増し) II類以上
例) 県・市町村の庁舎、警察本部、警察署、公立の学校、病院、体育館、公民館、各種センター、消防署等	○建築非構造部材 A類
	○建築設備 甲類(災害応急対策活動拠点) 乙類(避難所)

※適用にあたっては、整備する施設の位置、規模、構造、また、想定最大震度等の状況や、被災後に補修を要する可能性を容認するか否か等、個別施設の実情に応じ総合的に判断する。

※上記のうち、自治体における災害応急対策活動上代替性のない、特に中心的な施設については、I類の適用の必要性を検討することが望ましい。

※学校教育施設等において別に定めがある場合には、その基準による。